

# 唐招提寺総合調査概要

美術工芸研究室・工芸  
歴史研究室・古文書

前年度に引き続き各研究所の参加のもとに、昭和36年8月28日より1週間、唐招提寺の総合調査を行つた。美術工芸研究室は講堂安置の仏像および寺蔵工芸品、歴史研究室は聖教類、建造物研究室は講堂の調査に当つた。今回はこのうち紙裁文と別尊雑記をとりあげ報告する。

## 一、唐招提寺の紙裁文

裁文といふのは切りとつた文様といふ意味であろう。材質が何んであつても、文様にするため切りとつたものであるため、材質が金銅であれば金銅裁文、紙であれば紙裁文といつてゐる。正倉院に伝えられ

を花勝と称したと伝えられている。もともと、これは楚の習俗とされ、それが唐代に伝わり、さらにわが国へ伝えられたとされている。この作品はあまりにも有名なもので説明の要はないが、中央の子供と小動物の尾部と樹木は線絵の残片、周縁は金箔を置いた紙裁文で、五弁花の唐草文様と櫻文様を切り透す。そして幅をもつ葉形の部には黄緑濃淡の羅4枚を裏面から暈綱風に貼り重ねたもので、まことに雅味あふるもので、なるほど贍答用かどうなづけよう。

紙裁文といえば、この人勝残闕雑帳にみられるだけと考えられたが、唐招提寺に断片ではあるが、紙裁文と考えられるものが八点伝えられていた。

去る昭和31年から当寺の宝蔵解体修理が行われたが、その際、天井裏から奈良時代の染織品と共に発見されたものである。長い年月塵埃を纏めていたため、ひどく汚れてみられるが紙裁文に相異ない。切り透されている文様も、青海波文様(写真1)、亀甲花文様(写真2)、石畳異文様(写真3)の3種のものがまとまつた形が残つてゐる。他の断片はいづれもこの3種類の両端に統くもののように推定されるが、あるいはまた、これらと文様を異なるものの断片かもしれない。いわ

たもので、その人物の形につくつたものを人勝、花卉などの形のもの

ねばならない。

では、唐招提寺紙裁文は時代は何時頃のものか、また、その使用目的はなんであつたか。

奈良時代の染織品とともに発見されたからといつて、ただちに奈良時代とは云えないだろう。奈良時代の写経紙など数多く比較して紙質による年代決定を調査していた時、正倉院においても紙の学術調査が行われていた。この調査団は寿岳文章博士、上村六郎博士、大沢忍博士、町田誠之博士であるが、紙質の確認を得るため調査団に依頼し、諸博士の応援を願つた。

その調査の結果は、この紙はためすぎと呼ばれる紙漉法で製紙されたもので、この方法は奈良朝において最も盛んに行われた紙漉法で、この製紙法の下限は平安初期を降らしとの意見であった。

したがつて、この紙裁文は製作地は別として奈良朝の作品とみるべきであるといふ見解が一致したのである。

文様構成からみよう。青海波文様、亀甲文様、石畳異文様などは奈良朝においてよくみられる文様であるが、対角線をとり片面に亀甲文

様、片面に花文様を置く構成は非常に珍らしい。このような文様構成は奈良朝の工芸作品の遺品にその類例が求めにくいため、この作品は

奈良時代の作ではないと考えられがちであろう。しかし、前述の人勝残闕雜帳にみられる紙裁文の文様は、対角線ではないが3分の1面を櫻文様にし、3分の2面に花唐草文様を出しているもので、一つの短形あるいは長方形内に二つの異なる文様を表現する構成は奈良朝に於てはすでに存在していた。使用の目的により、より美的に、より効果

的に表示するため、3分の1面を区切る線が対角線にもなりうる可能性は容易に考えられる。したがつて、唐招提寺裁文は奈良時代の作品とみても差支えないものであろう。

では、どんな用途をもつたものであつたか。正倉院の人勝残闕雜帳から推測すれば、あるいは同じく正月7日に贈答した類とも考えられるが、断片であり、記録も求められない以上、決定しがたい。これらの作品からは贈答用以外の用途を感じさせる要素が濃くみられる。石畳異文様裁文の下端は四弁花の半面を出してまとまり、垂れ下る装飾品の使命を果していようとみられよう。亀甲花文様裁文にもそれが端に缺損してはいるがみられるし、おそらく、青海波文様裁文の端にも付いていたと推測される。とすれば何か垂れ下る装飾品に使用されたものではあるまい。

断片(写真4)をみると、縁に左右2ヶ所に針穴がみられる。これはこの裁文を固定するためにつけられた穴でなく、この紙裁文を芯として両面から薄い織物をあて、それを縫いとめた針穴であろう。この場合、薄い織物は当然羅と考えられる。

この裁文を固定するためにつけられた穴でなく、この紙裁文を芯と

して両面から薄い織物をあて、それを縫いとめた針穴であろう。この場合、薄い織物は当然羅と考えられる。

亀甲花文様裁文の花文様を仔細に観察すると、まことに精巧なもので、透彫りしない花には花弁を表現するため一枚、一枚に切り込みを行つていて、たんに刀を入れた切り込みでなく、花弁を立体的に表現せんと苦心がみられる切り込みである。この裁文を手にして透して覗ると花弁が浮き上つて見事な立体感を示す。奈良時代の工芸作品に見られる透視感覚の美的表現作風がこれらの裁文にもみられるが、これは時代性を明示する一つの特色ともなろう。

これらの紙裁文を芯として羅を貼つた原形を想像し、幡手の如き垂れ下る装飾品に使用されたものではあるまいか、と推測はされる。中国製であるか、わが国で作られたものか、中国製であるとすれば鑑真持來のものであるかもしない。

唐招提寺裁文に関しては数多くの研究すべき事項が残されているが、それの解明には今少しの時間をもつ、後日にその発表をゆずりたい。

（守田公夫）  
文永七年六月廿五日一交了  
正安元年九月十四日賜西西松橋殿御本

書写了  
（守田公夫）  
文永七年六月九日交了  
正安元年九月十四日賜西西松橋殿御本

求法資最珠

## 11、別尊雑記

### 別尊雑記

薬師天・転法輪菩薩、

4卷

卷子本、墨界線、朱墨、朱書または墨書の送仮名等があ

る。

	タテ	全長	紙数	料紙	表紙
(1) 薬師	29.7 cm	735.5 cm	16枚	白斐紙	白楮紙
(2) 転法輪菩薩	28.9 cm	919.0 cm	23枚	白楮紙	薄茶楮紙
(3) 吉祥天	29.2 cm	633.0 cm	17枚	白楮紙	薄茶楮紙
(4) 金剛童子	28.8 cm	499.0 cm	12枚	白楮紙	薄茶楮紙
（奥書）					
(1) 薬師					
(2) 転法輪菩薩					

（御本云文永七年七月一日一交了）  
頼賢  
（御本云文永七年七月一日一交了）  
頼賢

求法資最珠

（3）吉祥天  
文永七年六月廿五日一交了

（4）金剛童子  
文永六年六月九日交了

頼賢

（4）金剛童子  
（御本云文永七年七月一日一交了）  
頼賢

求法資最珠

（4）金剛童子  
（御本云文永七年七月一日一交了）  
頼賢

求法資最珠

唐招提寺に現存するのはこの4巻のみである。「薬師」は奥書がなく、又「転法輪菩薩」以下の3巻とは体裁および書風を異にしており、本来別系統に属するものが混入したのではないかと考えられる。「転法輪菩薩」以下3巻には永仁6年(1298)、正安元年(1299)書写的奥書があるが、書風紙質から考えて、これは写本奥書ではなく、この時のものと見られる。又「薬師」も鎌倉時代中期ないし末期の写本と推定される。

「輪法輪菩薩」以下3巻の奥書には頼賢、最珠の名が見えているが、二人は共に醍醐寺僧である。両者の間にはいかなる関係があつたのであらうか。頼賢は意教上人といい、醍醐寺座主となつた成賢の弟子である。<sup>(註1)</sup> 最珠は松橋流の法脈に属し、その血脉は全賢、淨真、真傳、俊譽—最珠である。<sup>(註2)</sup> 真傳は淨真的弟子であつたが、不遂儀式灌頂之間、

遇意教上人受<sup>アサヒ</sup>了<sup>(サシ)</sup>と<sup>アリ</sup>、頼賢の法流をも受けている。これによつても明かなように、頼賢と真倣およびその後の俊蕃との間には密接な関係があつたことがうかがわれる。こうして頼賢書写の別尊雑記

は真倣または俊蕃に伝えられ、その法脈を受けた最珠が、この頼賢書写本（またはその写し）を写す機会を与えられたものであろう。

なお永仁<sup>6</sup>年、正安元年頃の松橋殿とは誰のことであるうか。真倣

は文永<sup>8</sup>年（1271）12月14日松橋（醍醐無量寿院）堂舎資財その他を俊蕃に譲つて<sup>(註4)</sup>いる。その後これらは俊蕃から公紹に譲られ、更に正和<sup>3</sup>年（1314）閏3月21日公紹から空雄に伝えられた<sup>(註5)</sup>。俊蕃から公紹に伝えられた時は明かでないが、唐招寺藏「伝法灌頂条々雜事」の奥書には

正安三<sup>一一一</sup>一八日賜酉西松橋殿田中坊師

阿闍梨御房御本書写引

求法資最珠

となり、この時には最珠の師がなお松橋殿にいたのであるから、別尊雑記奥書の「松橋殿」は当然俊蕃を指すものと考える。

仁和寺現存の別尊雑記57卷は後補11卷を除き心覓鈔本<sup>(註6)</sup>と云われている。唐招提寺に現存する4卷はいづれも仁和寺に心覓鈔本が残つておらず、最古の本とは言い得ない。しかし別尊雑記の古写本は類例も少く、特に書写の年紀が明かであり、別尊雑記研究上重要な資料を加えることが出来た。

今回の唐招提寺の聖教類の調査は、390点におよび、大部分は鎌倉時代から室町時代にかけてのものである。聖教類の数量は極めて多く、

調査の完了をみるにいたらなかつた。後日に期したい。  
(田中稔)

註

(1) 野沢血脉集卷第2（真言宗全書 39-p.375）

(2) 唐招提寺所蔵「松橋相承次第」

(3) 野沢血脉集卷第2（同39-p.368）

(4) 大日本古文書 醍醐寺<sup>アマメニ</sup>書<sup>ス</sup>2-288-7 文永8年12月14日權大

僧都真倣譲状案

(5) 同前、288-8 正和3年閏3月21日權僧正公紹譲状案